

平成27年度
第27回 河内長野市地域公共交通会議次第

日時 平成27年6月24日（水）
午後3時から

場所 河内長野市役所 701会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 河内長野市長挨拶
4. 委員等の紹介
5. 河内長野市地域公共交通会議について
6. 河内長野市地域公共交通会議会長挨拶
7. 議題
 - (1) 河内長野市地域公共交通会議副会長及び監事の指名について
 - (2) 「平成26年度各コミュニティバス等（モックルコミュニティバス、日野・滝畑コミュニティバス、楠ヶ丘地域乗合タクシー）」の利用状況について
 - (3) 平成28年度生活交通確保維持改善計画（フィーダー）認定申請及び平成27年度地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））について
 - (4) その他
8. 閉会

河内長野市地域公共交通会議委員名簿

氏名	所属・役職
向井 一雄	河内長野市 副市長
日野 泰雄	大阪市立大学大学院工学研究科 教授
伊勢 昇	和歌山工業高等専門学校環境都市工学科 准教授
若林 隆司	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官
湯川 義彦	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 輸送部門 首席運輸企画専門官
浅井 敏彦	大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課 公共交通計画グループ 課長補佐
田中 伸之	大阪府富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援・企画課長
八代 光男	大阪府河内長野警察署 交通課長
松内 祐二	南海バス株式会社 企画部 企画課長
野谷 将一	南海バス株式会社 営業部 営業課長
坂本 頼幸	南海バス株式会社 労働組合代表
池谷 育晃	大阪第一交通株式会社 河内長野営業所長
椋本 専次	近鉄タクシー株式会社 南大阪総合営業所長
曾和 孝司	河内長野市老人クラブ連合会会長
阪上 明	河内長野市観光協会相談役
井戸 清明	河内長野市商工会会長
岩井 仁	市民公募
廣門 久美子	市民公募
岡田 充	河内長野市健康長寿部長
田村 公秋	河内長野市産業経済部長
柘井 繁春	河内長野市都市づくり部長
塩谷 聡	河内長野市総務部長
辻野 修司	河内長野市総合政策部長

目次 Contents

- 02 今月の焦点 **みんなで守り育てる公共交通**
- 05 奥河内くろまるの郷通信
- 06 情報 PICK UP
 - ・地方創生のアイデアを募集
 - ・市内で使えるプレミアム商品券を販売
 - ・6月から子ども服の持ち込み回収を開始します
 - ・いきいきまちづくりフォーラム
- 08 教育立市宣言シリーズ
- 09 市政と関連情報 モックル生活ガイド
 - 人権 09、暮らし 09、安全安心 12、フォト 13、健康 16、高齢者 16、障がい者 17、子育て 20、税金 23、保険年金 23、その他 09・10・23
- 14 シリーズ人権連載
- 15 かわちながの ものづくり探訪
- 18 フォト特集 第23回河内長野市民まつり
- 22 フォトニュースかわちながの
- 26 情報プラザ
 - お知らせ 26、講演・講座 27、展示・催し 30、スポーツ 32、募集 33、相談 34
- 35 くろまる塾情報コーナー
- 36 食きらりレシピで笑顔の食卓育もう

●掲載情報の見方

対象の記事がないものは市内在住・在学・在勤者（保健センターの事業は市民）が対象▶催しなどで費用の記事がないものは無料▶申し込みが必要な催しなどの持ち物は主催者からの連絡などで確認を▶先着順の申し込みで時間の記載がないものは午前9時から受付▶申し込み・問い合わせなどで住所・電話番号の記載がないものは市役所へ（業務日・時間は月～金曜日午前9時～午後5時30分、祝休日・年末年始を除く）
●環境への配慮から、催しなどへの来場はできるだけ公共交通機関のご利用を。

市民大学くろまる塾・くろまるキッズの認定講座や催しにはこのマーク



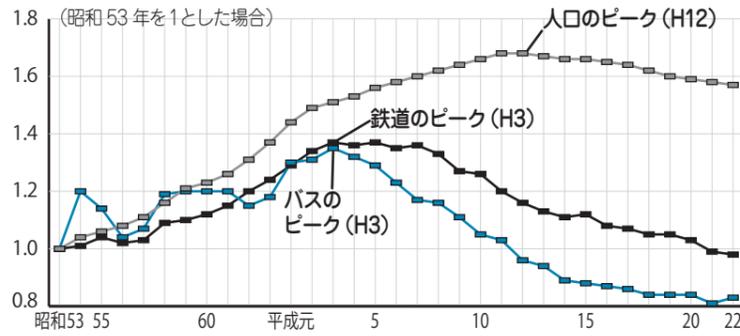
くろまるキッズ (小中学生対象)

市役所: 〒586-8501 (住所不要)
☎ 53-1111 (代表)



公共交通の危機〜現状とこれまでの取り組み〜

■人口、公共交通利用者数の推移（昭和53年～平成22年）



市内のバス・鉄道利用者は平成3年をピークに減少傾向が続いています。また、人口も平成12年をピークに減少に転じており（上グラフ参照）、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

交通事業者は、利用者が減り続けると収支が悪化するため、利用の少ない路線の減便や廃止などを検討しなければなりません。もし公共交通が無くなれば、現在利用している人はもちろん、今は必要としない人も、いずれ車を運転できなくなったときや、家族の通勤・通学などで、不便な生活を強いられることになってしまいます。

●今月の焦点 みんなで守り育てる公共交通
乗って 出掛けて わがまち元気に！

人口減少やマイカーの普及などの影響で、バスをはじめとした公共交通は利用者の減少傾向が続いています。一方で、車を運転できなくなった高齢者や学生にとって、唯一の移動手段というケースも多く、高齢化の進展に伴い、その必要性はさらに高まっています。買い物や通院などに必要な移動手段をどう確保していくか――。

問い合わせ 都市創生課

持続可能な公共交通を目指して

市では、平成20年度に策定した「公共交通のあり方」に基づき、平成21年度以降、地域公共交通総合連携計画（第1期・第2期）を定め、持続発展できる公共交通の確保に努めてきました。また、平成21年度からは、市や関係機関などで組織する地域公共交通会議を設置し、同計画に基づく事業の実施などについて協議を進めています。

■第3期目となる「地域公共交通網形成計画」を4月に策定

新たに策定した地域公共交通網形成計画に基づき、「将来のまちづくりを支えるための公共交通サービスの提供」「公共交通サービスの水準の向上」を目標に、「元気なまち」を目指して、引き続き様々な取り組みを展開していきます。※計画の詳細は市ホームページに掲載しています。

公共交通を守るためにできることってなんだろう？



バスの利用促進

公共交通を確保するために

第2期計画での主な取り組み

第2期地域公共交通総合連携計画で交通事業者との協働により実施した主な取り組みを紹介します。

- ① **バスマップの作成・配布**
平成25・26年度にバスの便利な使い方などを提案するバスマップを作成しました。25年度は自宅保存版として全戸に配布。26年度は携帯性を重視して情報を集約したものとし、公共施設や観光施設などで配布しました。
- ② **バス旅ガイド（チラシ）の作成・配布**
観光・商業施設との連携によりバス旅ガイドを作成し、駅や観光案内所、公共施設などで配布しました。
- ③ **南海バス・千代田線での上限200円運賃の試行運行（継続実施中）**
南海バス・千代田線（河内長野駅前～木戸東町）で上限200円運賃の試行を実施しています。
- ④ **モックルコミュニティバス 同伴者割引の試行運行（継続実施中）**
日曜日に限定して、モックルコミュニティバスの利用者1人につき同伴者1人を無料とする同伴者割引の試行を実施しています。





写真は楠ヶ丘公共交通対策委員会会議の様子

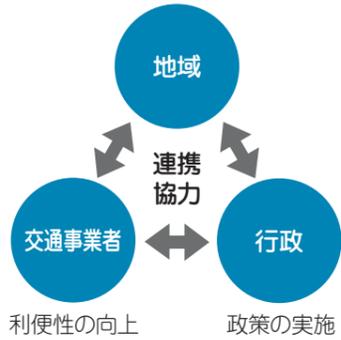
公共交通について一緒に考えてみませんか

地域公共交通の発展に向けて、現状を把握し、問題点を整理したり、解決策を検討したりする勉強会の開催を希望する団体を募集します。

対象 自治会・町会など（個人は除く）

申し込み・問い合わせ 6月30日までに電話で都市創生課へ

利用促進に対する理解



公共交通の維持・発展は、単に移動手段の確保にとどまらず、まちづくりや観光健康、環境など様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されます。地域、交通事業者、行政がそれぞれの立場から互いに連携・協力し合いながら、公共交通を守り育てていきましょう。

みんなの協力で守り育てよう

地域の公共交通は地域で守る

「地域の公共交通を何とか実現したい」——。そんな思いで、委員会を設置したのが始まりです。大阪第一交通㈱、市の三者で協議を進める中でいただいた乗合タクシーの試行運行のチャンスを無駄にしたいと、地域が主体となって、利用を促す看板の作成・設置や、駅前でのPR活動などに取り組んできました。

こうした努力が報われ、本格運行が実現したときの喜びは忘れることができません。その後も、啓発のぼりを設置したり、お得な回数券を販売したり…。地域で何かするたびに、少しずつ利用者が増えていった実感があります。

現在、利用者数は順調に伸びていますが、大切なのは今後も運行を継続していくことです。「地域の公共交通は地域で守る」という意識のもと、一人でも多くの人に乗車してもらえよう、三者で協力しながら、地域が主体となった取り組みを続けていきたいと考えています。



楠ヶ丘公共交通対策委員会（左から）金山元治さん、井内義光さん、塚本幸乃さん



▲運行にはジャンボタクシー車両を使用

「坂道が多く、道が細いため、バスが通れない」「高齢化が進んできた」などの課題を抱えていた楠ヶ丘地域。これらを解決するため、同地域内で公共交通の委員会が設置され、大阪第一交通㈱、市との協議を行ってきました。そして平成22年9月から3か月間、同地域と三日市町駅

公共交通空白・不便地域の解消 乗合タクシーを運行し楠ヶ丘地域

地域主体の取り組み①



▲地域で募集したキャラクター

を結ぶ乗合タクシーの試行運行を実施。地域の積極的な活動によって、平成23年11月から楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまゐる」の本格運行が始まりました。



昔は市内でも見かけられた小麦を新たに栽培し、奥河内くろまろの郷でパンにしようという試みが、市内の農家の協力で始まっています。今年では試験的な栽培ですが、3月に種をまき、現在順調に育っています。6月の収

かわちながの小麦だより



問い合わせ 奥河内ビジターセンター（奥河内くろまろの郷内、☎56-9606）



ジャガイモは南アメリカ原産のナス科作物です。春作と秋作の2回栽培されることから、2度イモとも呼ばれており、春作は男爵、メークイン、キタアカリなどの品種が作られています。最近では黄色、白色のほか、紫色やピンクなどカラフルなジャガイモも栽培されています。

収穫の後、脱穀と製粉を経て、パンとして使える小麦粉になるか試行錯誤が続きます。河内長野産小麦でパンを焼く試みは随時この通信でお伝えしていきます。

大切なのは住民の熱意

「便利になり助かっています」。フリー乗降の利用者からは感謝の声を聞いています。

坂道が多く、高齢化が進んでいる地域だけに、移動は大きな課題で、バスには利便性の向上が求められます。その解決策の一つがフリー乗降の導入でした。地域内を通り抜ける車両がない荘園町で実施されていることを知り、同条件にある私たちの地域でもできないかと市に相談。明日は我が身の思いで、できるだけ上り坂を回避して乗降できるよう、南海バス㈱と協議を重ね、自治会に提案し、実現することができました。



市の協力もあってできたことですが、大切なのは住民の熱意です。地域が一生懸命にならないと事業者の協力を得ることはできません。これからも地域のみんなが一体となって、地域の課題解決に取り組むことが重要であると思っています。

亀井敬二さん（南青葉台在住）

バス停留所以外でも路線上の任意の位置でバスに乗降できるフリー乗降制度。平成23年度に同制度を導入した荘園町に引き続き、平成25年10月26日から南青葉台地域でも実施されています。

※フリー乗降導入区間でも、交差点内や見通しが悪い場所では乗降できない場合があります。

利便性の向上・高齢者支援 フリー乗降を導入し南青葉台地域

地域主体の取り組み②

■半夏生・七夕まつり
昔から7月初旬に、農家は半夏生という、餅をついた

エリアのイベント情報

奥河内くろまろの郷へは河内長野駅前からバスも運行
日野・滝畑コミュニティバスの一部が乗り入れています。バス1日乗り放題モックルカード利用者には同施設でのお得な特典もあります。来場には、ぜひバスもご利用ください。
問い合わせ 南海バス(株)河内長野営業所（☎53-9043）、都市創生課

○河内長野市附属機関設置条例

平成 24 年 12 月 21 日

条例第 35 号

改正 平成 25 年 12 月 20 日条例第 38 号

平成 26 年 3 月 27 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、その設置及び担任する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市が設置する執行機関の附属機関及び担任する事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の附属機関

名称	担任する事務
河内長野市移動等円滑化基本構想協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第 1 項の規定による基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整等に関する事務
河内長野市公の施設指定	市が設置する公の施設（地方自治法第 244 条第

管理者選定委員会	1項に規定する「公の施設」をいう。)の指定管理者の選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市観光宿泊施設機能維持事業民間事業者の提案の選定の審査委員会	河内長野市観光宿泊施設機能維持事業を行う民間事業者の提案その他民間事業者の提案の選定の審査についての審査、審議等に関する事務
河内長野市行財政評価委員会	行財政運営に必要な事項及び市の事務事業に対する評価についての審議等に関する事務
河内長野市交通問題協議会	市域における交通諸問題に対処するための事項についての調査、審議等に関する事務
河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会	市が策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること並びに地域包括支援センター、地域密着型サービスその他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関することについての審議等に関する事務
河内長野市災害時要援護者支援検討委員会	市が策定する災害時要援護者支援プラン策定に必要な基本項目及び要援護者の支援実施に関するマニュアル等の検討事項についての審議等に関する事務
産業振興ビジョン策定委員会	市が策定する河内長野市産業振興ビジョンに関する検討事項についての審議等に関する事務
河内長野市産品ブランド	河内長野市産品ブランド化推進計画に基づく実

化推進委員会	施内容の検討及び決定並びに河内長野市ブランド製品の認定及びプロモーションについての審査、審議等に関する事務
河内長野市事業再評価委員会	市が実施する事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施する事業再評価についての審議等に関する事務
河内長野市次世代育成支援対策協議会	市が策定する次世代育成支援対策行動計画の推進及び進行管理についての審議等に関する事務
河内長野市市長表彰審査会	市長が行う表彰に関し、表彰の適正を期するための審査、審議等に関する事務
河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会	市が行う市民公益活動の支援及び協働促進施策に関する基本的事項についての検討及び提言事項についての審議等に関する事務
河内長野市市民公益活動支援補助金審査・協働事業選定委員会	河内長野市市民公益活動支援補助金の交付の可否の決定及び河内長野市協働事業提案制度における公開プレゼンテーションで説明が行われた提案事業の選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立の認可等の審査、審議等に関する事務
河内長野市住宅マスタープラン等策定委員会	市の住宅マスタープラン及び市営住宅の長寿命化計画その他住宅政策に関する事項についての

	審議等に関する事務
市立休日急病診療所運営委員会	河内長野市立休日急病診療所の円滑な運営を図るため必要となる事項についての調査、審議等に関する事務
市立障害者福祉センター運営委員会	河内長野市立障害者福祉センターの運営に関する事項についての調査、審議等に関する事務
河内長野市水道事業経営懇談会	河内長野市水道事業が取り組む事案において、水道事業の経営健全化に資する意見についての審議等に関する事務
河内長野市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する調査、審議等及び関係機関相互の連絡調整に関する事務
河内長野市地域公共交通会議	道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項についての審議等に関する事務
河内長野市地域福祉推進協議会	河内長野市地域福祉計画に関する提言及び計画の円滑な推進に関する事項についての審議等に関する事務

河内長野市庁舎等総合建物管理業務総合評価入札評価委員会	市が発注する業務委託における総合評価入札導入の適否、導入の決定がなされた際の落札者決定基準及び落札者決定基準に基づく落札者の決定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市統計常任委員会	統計調査に関する事務について研究、調査し、委員の調査事務に必要な実務知識及び技術の向上についての審議等に関する事務
河内長野市入札等監視委員会	市が発注した工事等に関し、入札、契約手続の運用状況等について報告を受け、入札、契約の経緯等に関する事並びに入札、契約の経緯及び工事成績等の再苦情についての調査、審議等に関する事務
河内長野市「農の拠点」整備設計及び関連業務プロポーザル審査委員会	河内長野市「農の拠点」整備事業において、企画提案書公募（プロポーザル方式）による設計候補者選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市バイオマスタウン推進協議会	河内長野市バイオマスタウン構想の策定及び見直しに関する意見及びバイオマス資源の活用等の検討事項についての審議等に関する事務
河内長野市「人・農地プラン」検討会	市が策定する市域における、人・農地プランについての審議等に関する事務
河内長野市不動産評価審議会	市が取得又は処分しようとする不動産価格についての評定、審議等に関する事務

河内長野市文化振興計画 推進委員会	市が策定する文化振興に関する計画等の推進や 進捗状況、文化活動の評価や助言、計画等の見直 しや策定についての調査、審議等に関する事務
河内長野市保健計画策定 委員会	市が策定する保健計画についての調査、審議等に 関する事務
河内長野市保健問題対策 協議会	市の救急医療対策、福祉医療対策、予防保健対策 その他保健問題についての審議等に関する事務
南河内環境事業組合第2 清掃工場河内長野市公害 防止対策委員会	南河内環境事業組合第2清掃工場の操業に伴う 公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然 環境の保全を図るための監視確認、協議、調査等 についての審議等に関する事務
河内長野市有功者推薦審 議会	河内長野市有功者表彰条例（昭和39年河内長野 市条例第26号）第2条第3号の規定に基づく同 号の本市の公益に関し功労顕著な者の推薦につ いての審査、審議等に関する事務
河内長野市予防接種健康 被害調査委員会	市長の委託を受けて行った予防接種により発生 した健康被害に関する医学的見地についての調 査、審議等に関する事務
河内長野市ラブホテル建 築規制審議会	河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例 （昭和59年河内長野市条例第23号）の規定に 基づくラブホテルの建築規制についての調査、審 議等に関する事務

河内長野市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否及び入所者の入所の継続に関する要否の判定審査に関する事務
-------------------	--

(2) 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
河内長野市立天野小学校 学校運営協議会	市立天野小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立天見小学校 学校運営協議会	市立天見小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立石仏小学校 学校運営協議会	市立石仏小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立小山田小学校 学校運営協議会	市立小山田小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立加賀田小学校 学校運営協議会	市立加賀田小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立川上小学校 学校運営協議会	市立川上小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立楠小学校 学校運営協議会	市立楠小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立高向小学校 学校運営協議会	市立高向小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立千代田小学校 学校運営協議会	市立千代田小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務

河内長野市立長野小学校 学校運営協議会	市立長野小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立南花台小学校 学校運営協議会	市立南花台小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立美加の台小学校 学校運営協議会	市立美加の台小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立三日市小学校 学校運営協議会	市立三日市小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市学校保健会	市立学校保健の振興に必要な事業及び指導、学校保健に関する調査研究等についての審議等に関する事務
河内長野市教育支援委員会	障害のある児童等の就学相談・実態把握等についての調査、審議等に関する事務
河内長野市立小中学校通 学区域審議会	教育委員会の諮問に応じて、市立小・中学校の通学区域について調査し、答申する意見についての審議等に関する事務
河内長野市立小学校教科 用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じて、市立小学校において使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に関して、教育委員会に答申する意見についての審議等に関する事務
河内長野市立中学校教科 用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じて、市立中学校において使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定

	に関して、教育委員会に答申する意見についての審議等に関する事務
河内長野市学校運営協議会連絡会議	市立学校に設置された学校運営協議会の運営についての審議等に関する事務
河内長野市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関し、意見する内容についての審議等に関する事務

(3) 農業委員会の附属機関

名称	担任する事務
河内長野市農業委員会業務推進会議	市内の農業振興を目的とする農業者の利益代表としての意見の公表、建議及び答申内容についての審議等に関する事務

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことがある。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、市が設置する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（第4項において、「施行日」という。）から

施行する。

(河内長野市文化財保護条例の一部改正)

- 2 河内長野市文化財保護条例（平成12年河内長野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 河内長野市文化財保護審議会（第58条・第59条）」を「第10章 削除」に改める。

第10章を次のように改める。

第10章 削除

第58条及び第59条 削除

(河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

- 3 河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和59年河内長野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(経過措置)

- 4 施行日から平成25年3月31日までの間、第2条第1項第2号の表中「

河内長野市立南花台小学校学校運営協議会	市立南花台小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
---------------------	---

」とあるのは、「

河内長野市立南花台西小学校学校運営協議会	市立南花台西小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
----------------------	--

河内長野市立南花台東 小学校学校運営協議会	市立南花台東小学校の教育目標・経営方針・教育 課程の編成等についての審議等に関する事務
--------------------------	--

」と読み替えて適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日条例第 38 号）

この条例は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○河内長野市地域公共交通会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河内長野市附属機関設置条例（平成 24 年河内長野市条例第 35 号）第 2 条の規定により設置する河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 形成計画に基づく、事業の実施に関すること。
- (5) その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、25 人以下とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者
- (3) 大阪府公安委員会が指名する者
- (4) 道路管理者が指名する者

- (5) 地域住民又は利用者の代表
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
 - (8) 河内長野市副市長（都市づくり部を所管する副市長）
 - (9) その他交通会議が必要と認める者
 - (10) その他市長が必要と認めるもの
- （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職等により交通会議の委員となっている委員がその役職等を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、第3条第2項第8号の委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集

し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。

(会議の特例)

第9条 会長は、緊急の必要があり、かつ、交通会議を開催する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、交通会議の会議に代えることができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 交通会議の事務局は、別に定める部署において行う。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行前に河内長野市地域公共交通会議規約により委員となっていた者の任期は、平成25年3月31日までとする。

河内長野市地域公共交通会議規約

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

第 2 条 交通会議の事務所は、河内長野市原町一丁目 1 番 1 号（河内長野市役所内）に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 形成計画に基づく、事業の実施に関すること。
- (5) その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 交通会議の委員は、河内長野市地域公共交通会議規則（平成 25 年河内長野市規則第 3 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により委嘱又は任命されている委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 5 条 委員及び補欠委員の任期は、規則第 4 条の例による。

(役員)

第 6 条 交通会議に会長及び副会長各 1 名を置き、それぞれ規則第 5 条の規定により就任した会長及び副会長がその任に当たる。

(規則の準用)

第 7 条 役員職務、交通会議の会議及び会議の運営は、規則の例による。

(協議結果の尊重義務)

第 8 条 交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 9 条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、河内長野市都市づくり部都市創生課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監事及び監査)

第11条 交通会議に監事を2名置く。

2 監事は委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年度 モックルコミュニティバスの利用状況

① 利用者数の推移

年度 / 月	乗車人員 (人)			21年度比 (%)	前年比 (%) (前年同月比)	
	南行き	北行き	合計			
平成21年度 合計	25,737	27,991	53,728	—	102.5	
平成22年度 合計	26,386	30,025	56,411	105.0	105.0	
平成23年度 合計	28,872	32,508	61,380	114.2	108.8	
平成24年度 合計	28,694	32,975	61,669	114.8	100.5	
平成25年度 合計	27,793	32,619	60,412	112.4	98.0	
平成26年度	4月	2,224	2,762	4,986	—	103.5
	5月	2,338	2,702	5,040	—	96.3
	6月	2,288	2,699	4,987	—	94.5
	7月	2,515	3,101	5,616	—	93.3
	8月	2,389	2,890	5,279	—	94.0
	9月	2,378	2,844	5,222	—	97.4
	10月	2,316	2,784	5,100	—	95.6
	11月	2,096	2,606	4,702	—	96.6
	12月	1,871	2,300	4,171	—	92.9
	1月	1,811	2,175	3,986	—	95.8
	2月	1,963	2,512	4,475	—	102.7
	3月	2,147	2,615	4,762	—	97.6
	合計	26,336	31,990	58,326	108.6	96.5

【運賃】
上限200円
試行運行

【日曜限定】
同伴者割引
実施

 【千代田線】
上限200円
試行運行

モックルバス (南行き)	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	16:36
千代田線 (河内長野駅行き)	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00

- 上限運賃試行前（H21年度）との比較では約8.6%増加、前年度比較では約3.5%減少
- 路線バス千代田線は上限200円運賃試行前後で乗車人員が15%増（OD調査より）

② 日曜日の利用者数の推移（同伴者割引効果の検証）

26年 度	南行き			北行き			日数
	同伴者割引 適用件数 (人)	日曜日の 乗降客数 (人)	利用率	同伴者割引 適用件数 (人)	日曜日の 乗降客数 (人)	利用率	
4月	8	150 (146)	5.3%	15	233 (228)	6.4%	4 (4)
5月	10	206 (212)	4.9%	14	303 (259)	4.6%	4 (4)
6月	15	219 (211)	6.8%	17	244 (277)	7.0%	5 (5)
7月	13	170 (187)	7.6%	15	225 (244)	6.7%	4 (4)
8月	26	166 (222)	15.7%	28	223 (235)	12.6%	5 (4)
9月	13	198 (231)	6.6%	17	284 (271)	6.0%	4 (5)
10月	22	180 (192)	12.2%	23	246 (233)	9.3%	4 (4)
11月	12	216 (167)	5.6%	22	346 (238)	6.4%	5 (4)
12月	10	157 (170)	6.6%	26	227 (253)	11.5%	4 (4)
1月	7	158 (173)	4.4%	12	201 (209)	6.0%	4 (4)
2月	11	160 (195)	6.9%	21	275 (238)	7.6%	4 (4)
3月	24	225(191)	10.7%	36	269(237)	13.4%	4 (5)
計	171	2,205 (2,297)	7.8%	246	3,076 (2,922)	8.0%	51 (51)

()内は前年度の数値

- 全体の利用者数が減少傾向にあるなか、日曜日の利用者数は5,281人（前年5,219人）と増加しており、平日に比べ利用者数の少ない日曜日の利用促進に一定の効果あり。

平成26年度 日野・滝畑コミュニティバスの利用状況

① 利用者数の推移

年度 / 月	乗車人員 (人)			前年比 (%) (前年同月比)	
	滝畑ダム行き	河内長野駅前行き	合計		
平成22年度	38,928	44,106	83,034	97.6	
平成23年度	39,181	44,048	83,229	100.2	
平成24年度	38,046	42,852	80,898	97.2	
平成25年度	4月	3,160	3,782	6,942	100.6
	5月	3,604	4,002	7,606	99.1
	6月	3,289	3,557	6,846	102.8
	7月	3,252	3,955	7,207	103.3
	8月	3,692	4,336	8,028	110.4
	9月	3,136	3,818	6,954	100.9
	10月	3,732	4,117	7,849	102.0
	11月	3,365	3,849	7,214	98.0
	12月	2,601	3,204	5,805	100.6
	1月	2,314	2,811	5,125	96.8
	2月	2,316	2,740	5,056	93.4
	3月	3,002	3,691	6,693	95.8
	合計	37,463	43,862	81,325	100.5
平成26年度	4月	3,093	3,682	6,775	97.6
	5月	3,376	4,210	7,586	99.7
	6月	3,104	3,539	6,643	97.0
	7月	3,003	3,712	6,715	93.2
	8月	3,183	3,928	7,111	88.6
	9月	3,232	4,042	7,274	104.6
	10月	3,370	3,890	7,260	92.5
	11月	3,210	3,704	6,914	95.8
	12月	2,348	2,826	5,174	89.1
	1月	2,270	2,631	4,901	95.6
	2月	2,365	2,707	5,072	100.3
	3月	2,929	3,648	6,577	98.3
	合計	35,483	42,519	78,002	95.9

- 微増の年もあるが、少子高齢化や人口減少などにより、減少傾向にある。
「奥河内」をキーワードに観光利用のPRに力を入れ、利用促進に努めているが
観光利用は天候に影響されやすく、利用者数が安定しないところがある。

② 土曜・日曜の利用者数の推移（奥河内効果の検証）

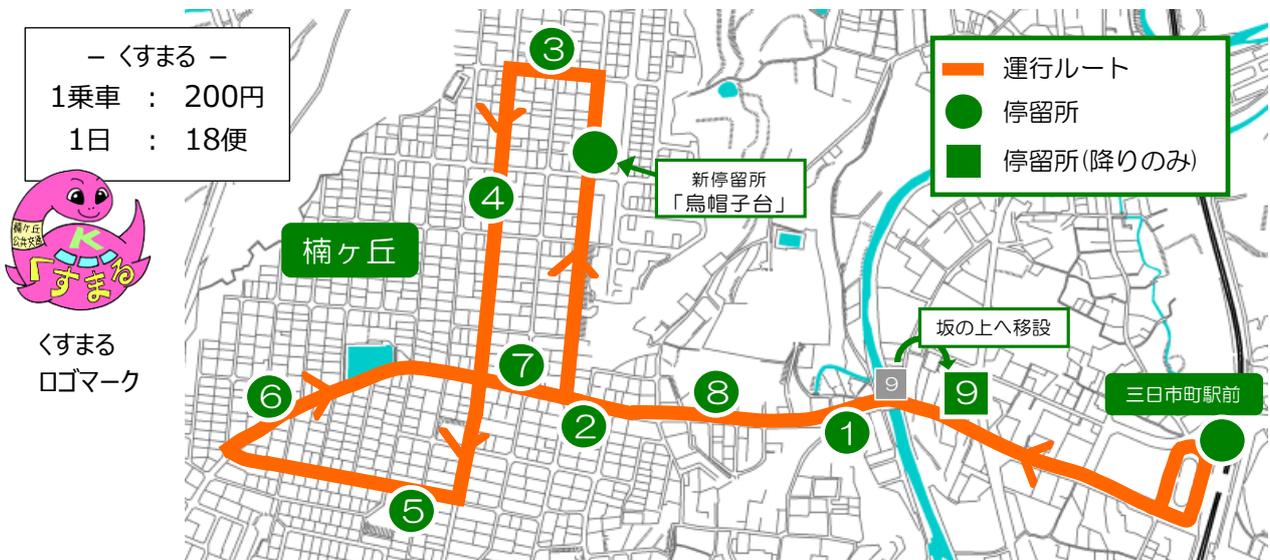
年度	土日の日数	乗車人員（人）			前年比 （%）	
		滝畑ダム行き	河内長野駅前行き	合計		
平成22年度	104	11,336	11,142	22,478	95.9	
平成23年度	103	10,636	10,595	21,231	94.5	
平成24年度	104	11,727	11,589	23,316	109.8	
平成25年度	4月	104	915	1,003	1,918	99.8
	5月		1,126	1,083	2,209	
	6月		1,331	1,152	2,483	
	7月		1,006	1,049	2,055	
	8月		975	1,129	2,104	
	9月		1,005	1,100	2,105	
	10月		1,240	1,087	2,327	
	11月		1,296	1,105	2,401	
	12月		761	725	1,486	
	1月		530	569	1,099	
	2月		600	616	1,216	
	3月		910	945	1,855	
	合計		11,695	11,563	23,258	
	平成26年度		4月	104	984	
5月		1,249	1,416		2,665	
6月		1,075	1,019		2,094	
7月		689	744		1,433	
8月		853	932		1,785	
9月		1,000	1,166		2,166	
10月		1,064	1,094		2,158	
11月		1,139	1,132		2,271	
12月		573	544		1,117	
1月		631	630		1,261	
2月		572	617		1,189	
3月		708	942		1,650	
合計		10,537	11,206		21,743	

○土日は、平成24年度で約10%増加、平成25年度はほぼ横ばい、と順調に推移してきたが、平成26年度は約6.5%の減少。

平成26年度 楠ヶ丘乗合タクシー「くすまる」の利用状況

① くすまる運行までの流れ

- 平成22年～
- 坂道やバスが通れない細い道が多く、高齢化も進む中、地域内で新たな公共交通対策を検討する必要性が高まってきた。
 - 地域で公共交通対策委員会が設置され、第一交通と市を交えた協議が始まる。
-
- 平成22年
9月～11月
- 運行ルートや停留所選定、近隣住民への協力依頼等、**地域が主体**となり積極的に取り組み、**3ヶ月間の試行運行**が実施された。【結果：1便平均 4.3人】
-
- 平成23年11月～
- 試行運行後も、PR活動等、**地域の積極的な取り組み**により、本格運行が実現。セダン型タクシー車両(4人乗)からジャンボタクシー車両(9人乗)へ変更。
-
- 平成25年4月～
- 地域からの要望もあり「烏帽子台」停留所を新設。また、⑨停留所をより利用しやすい位置へ移設。以降、地域が主体となって、さまざまな取り組みを実施中。



② 平成26年度の地域の取り組み

- H26年5月 ・ 地域とのワークショップ（平成25年度利用実績の報告会）
- 9月
- ・ 地域の発案で70歳以上の方を対象に『敬老の日』にはくすまるの無料乗車券を配布（H24～）
 - ・ 地域とのワークショップ（満員時の続行便についての検討など）
- 11月
- ・ 地域とのワークショップ（利用促進のため、スーパーと連携したポイント制度の検討など）
 - ・ 地域とのワークショップ（利用者の声を集約するためのアンケート内容検討）
- H27年1月
- ・ アンケート実施(市で作成し、自治会長に配布、回収を依頼。集計結果は次回ワークショップで報告)
 - ・ 地域からの要望で『回数券』を発行。第一交通協力のもと「5枚950円×1000セット」で販売（H25～）
- 3月
- 販売・会計方法等は地域で考え、第一交通と共同で管理。
 - ・ くすまる宣伝用ティッシュを楠ヶ丘地域に戸別配布

③ 利用状況

	合計利用者数 (人)				1便平均利用者数 (人)			
	23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度
4月	-	2,089	2,252	2,495	-	3.9	4.2	4.6
5月	-	2,223	2,489	2,587	-	4.0	4.5	4.6
6月	-	2,090	2,405	2,613	-	3.9	4.5	4.8
7月	-	2,537	2,717	2,897	-	4.5	4.9	5.2
8月	-	2,638	2,811	3,129	-	4.7	5.0	5.6
9月	-	2,426	2,629	2,831	-	4.5	4.9	5.2
10月	-	2,443	2,576	2,828	-	4.4	4.6	5.1
11月	2,076	2,150	2,378	2,421	3.8	4.0	4.4	4.5
12月	2,069	2,238	2,633	2,472	3.7	4.0	4.7	4.4
1月	1,946	2,156	2,262	2,204	3.5	3.9	4.1	3.9
2月	1,964	1,958	2,123	2,117	3.8	3.9	4.4	4.2
3月	2,095	2,262	2,474	2,564	3.8	4.1	4.4	4.6
合計・平均	10,150	27,210	29,749	31,158	3.7	4.1	4.5	4.7
前年比	-	-	109%	105%				

収支平均(%)

目標値
100%
(1便平均 **6**人)

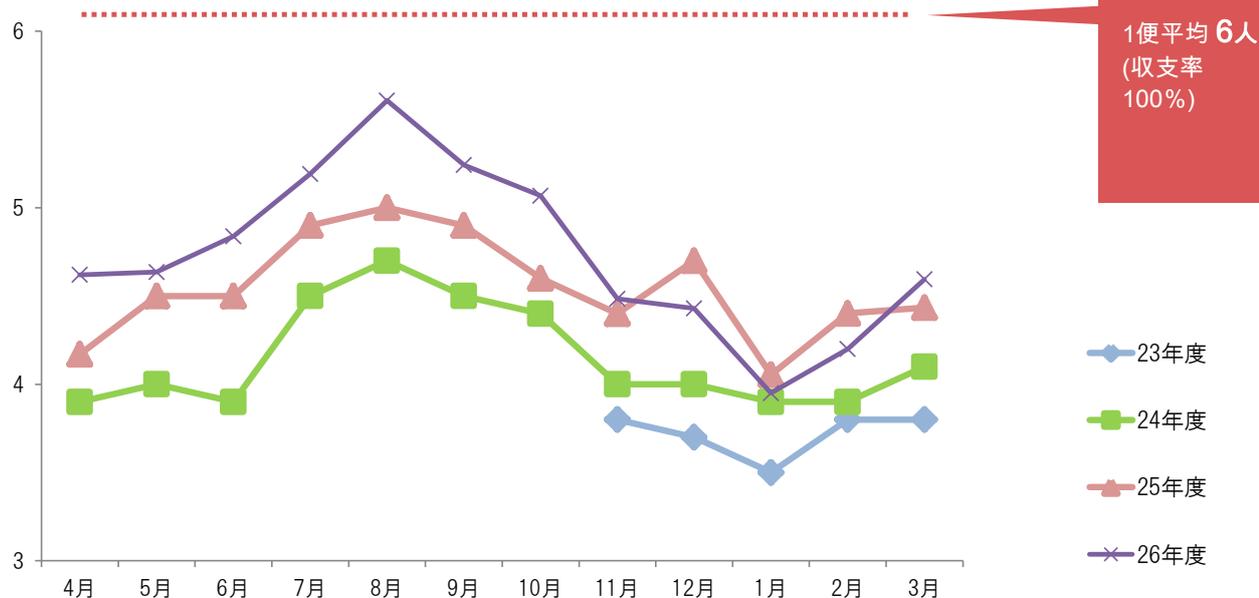
H23年度
60.4%

H24年度
67.5%

H25年度
74.7%

H26年度
75.9%

④ 1便平均利用者数の推移



- 冬場（12月～2月）の利用者数が前年（平成25年度）を下回ったが、それ以外の月は前年を上回り好調。収支率も伸び率は低いが順調に推移。地域としてはさらなる収支率向上を目指している。

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

第 2 号
平成27年6月 日

国土交通大臣 殿

河内長野市地域公共交通会議
河内長野市原町一丁目1番1号
会長 向井 一雄

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

(名 称) 河内長野市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 向井 一雄

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>公共交通は市民生活を支える大切な交通手段であるが、人口減少や少子高齢化、自動車への過度の依存などの要因により、路線バスやコミュニティバス等の公共交通利用者が年々減少を続けており、持続可能な公共交通を確保することが極めて厳しい状況にある。</p> <p>そのため、住民、交通事業者、行政などの関係者による協働の取り組みを進め、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持・発展を図ることを目的とする。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
<p>○事業の目標</p> <p>「河内長野市地域公共交通網形成計画」に基づく、総合時刻表入りバスマップなどの作成・配布やバスの利用促進を目的とした企画乗車券の広報用のチラシ・ポスター等の作成、地域でのワークショップの実施、路線バス（千代田線）の上限200円運賃の試行運行など様々な公共交通の利用促進につながる取り組みを実施することにより、各路線（日野・滝畑コミュニティバス、路線バス小深線2、高向線1、天野山線5・4・3、日野・滝畑コミュニティバス2）における前年度実績の「運行回数の維持」及び「輸送人員の維持もしくは増加」を目指す。</p> <p>（輸送人員については、「別紙参考資料」のとおり）</p> <p>○事業の効果</p> <p>市内各地域と本市の主要駅である河内長野駅をつなぐ路線である当該路線（日野・滝畑コミュニティバス、路線バス小深線2、高向線1、天野山線5・4・3、日野・滝畑コミュニティバス2）を維持・発展させることにより、自動車等を利用できない高齢者など（通勤・通学者を含む）の社会参加や普段の生活（通学、通院、買い物等）に必要な移動手段、地域の利便性（主に鉄道駅へのアクセス）が確保できる。</p>
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別表1のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別表2のとおり
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
申請番号1～7：南海バス株式会社
6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法 (活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る)
補助対象事業者が乗合バス事業者（南海バス株式会社）のため該当しない
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持計画のため該当しない
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤

が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統確保維持計画のため該当しない
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別表5のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性
車両の取得を行わないため該当しない
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
車両の取得を行わないため該当しない
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
車両の取得を行わないため該当しない。
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
車両の取得を行わないため該当しない。
14. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○平成26年6月30日 第22回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度河内長野市地域公共交通会議決算報告について ・平成25年度各コミュニティバス等（モックルコミュニティバス、日野・滝畑コミュニティバス、楠ヶ丘地域乗合タクシー）の利用状況について ・地域公共交通確保維持改善事業（生活交通ネットワーク計画【地域内フィーダー系統確保維持計画】）について ・「第3期河内長野市地域公共交通網形成計画」（素案）について <p>○平成26年8月11日 第23回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3期河内長野市地域公共交通網形成計画」（素案）について <p>○平成26年10月2日 第24回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河内長野市バスマップ」に関するアンケート結果等について ・「日野・滝畑コミュニティバス」の運行ルートの変更等について ・「第3期河内長野市地域公共交通網形成計画」（案）について <p>○平成27年1月20日 第25回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3期河内長野市地域公共交通網形成計画」（案）に対するパブリックコメントの実施結果について ・「第3期河内長野市地域公共交通網形成計画」の承認について ・バスマップの作成について ・観光資源と路線バスを活用した取り組みについて ・平成26年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について <p>○平成27年3月30日 第26回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河内長野市地域公共交通網形成計画」の承認について ・モックルコミュニティバスのアンケート結果等について ・楠ヶ丘地域乗合タクシー（くすまる）のアンケート結果等について ・公共交通に関するアンケート（桐ヶ丘地域）の結果等について ・「平成27年度河内長野市地域公共交通会議予算」（案）について

15. 利用者等の意見の反映状況	
協議会に地域住民又は利用者の代表として2名の公募委員、河内長野市老人クラブ連合会、河内長野市観光協会及び河内長野市商工会より各々1名参加。	
16. 協議会メンバーの構成	
学識経験者	大阪市立大学、和歌山工業高等専門学校
国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者	大阪運輸支局総務企画部門、大阪運輸支局輸送部門
大阪府公安委員会が指名する者	大阪府河内長野警察署交通課
道路管理者が指名する者	大阪府富田林土木事務所
地域住民又は利用者の代表	河内長野市老人クラブ連合会、河内長野市観光協会 河内長野市商工会、公募市民
一般旅客自動車運送事業者	南海バス株式会社、大阪第一交通株式会社 近鉄タクシー株式会社
河内長野市副市長 (都市づくり部を所管する副市長)	副市長
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体	南海バス株式会社労働組合
その他交通会議が必要と認める者	大阪府
その他市長が必要と認めるもの	健康長寿部長、産業経済部長、都市づくり部長、総務部長 総合政策部長

※4. (表2) 及び12. (表7及び表9) については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※6. については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※7. (表3) 及び8. (表4) については、要綱第17条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※9. (表5) については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※10. ～13. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※13. については、減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※1. ～2.、6. ～8.、10. ～11. 及び14. ～16. については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

輸送人員(人)

		日野滝畑コミュニティ (26年11月より日野滝畑コミュニティ2も含む)	小深線2(石見川系統)	高向線1(高向起終点系統)	天野山線5(旭ヶ丘系統)	天野山線4(天野山起終点系統)	天野山3(サイクルセンター系統)
25年補助設定期間	平成24年 10月	7,698	4,715	7,472	17,692	1,424	607
	平成24年 11月	7,361	4,340	6,566	16,219	1,313	617
	平成24年 12月	5,770	4,154	6,491	16,435	1,250	525
	平成25年 1月	5,292	3,827	6,400	14,927	1,290	473
	平成25年 2月	5,416	3,609	6,517	15,446	1,244	311
	平成25年 3月	6,986	3,794	6,738	16,464	1,236	573
	平成25年 4月	6,942	3,868	6,608	16,422	1,404	460
	平成25年 5月	7,606	4,057	7,148	17,038	1,333	635
	平成25年 6月	6,846	3,730	6,522	16,111	1,375	505
	平成25年 7月	7,207	4,025	6,819	16,592	1,410	337
	平成25年 8月	8,028	3,411	6,290	14,850	1,205	442
	平成25年 9月	6,954	3,529	6,129	15,260	1,136	612
	期間計	82,106	47,059	79,700	193,456	15,620	6,097

26年補助設定期間	平成25年 10月	7,849	3,638	6,195	15,150	1,367	345
	平成25年 11月	7,214	4,252	6,606	15,669	1,293	829
	平成25年 12月	5,805	3,461	6,125	15,775	1,185	476
	平成26年 1月	5,125	3,514	6,180	14,812	1,256	512
	平成26年 2月	5,056	3,579	5,898	14,589	1,230	426
	平成26年 3月	6,693	3,561	6,323	16,327	1,259	816
	平成26年 4月	6,775	4,092	7,154	15,013	1,508	418
	平成26年 5月	7,586	4,418	7,440	14,760	1,390	708
	平成26年 6月	6,643	4,639	7,735	15,011	1,521	553
	平成26年 7月	6,715	4,575	7,750	15,212	1,642	535
	平成26年 8月	7,111	3,787	6,765	13,546	1,350	644
	平成26年 9月	7,274	4,418	7,201	14,987	1,475	540
期間計	79,846	47,934	81,372	180,851	16,476	6,802	

27年補助設定期間	平成26年 10月	7,260	4,482	7,585	15,617	1,465	529
	平成26年 11月	6,914	4,495	6,826	14,647	1,186	601
	平成26年 12月	5,174	3,745	6,986	14,775	1,363	471
	平成27年 1月	4,901	3,611	6,979	13,829	1,485	434
	平成27年 2月	5,072	3,550	6,403	13,351	1,517	420
	平成27年 3月	6,577	3,742	7,469	14,606	1,576	450
計	35,898	23,625	42,248	86,825	8,592	2,905	

25年10月～26年3月計 37,742 22,005 37,327 92,322 7,590 3,404

【目標・効果における追記事項】

運行回数	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
輸送人員※	維持もしくは増加	維持もしくは増加	維持もしくは増加	維持もしくは増加	維持もしくは増加	維持もしくは増加

※人口減少(H26年4月末111,570人→H27年4月末110,302人)が続く中で、輸送人員を維持することは実質的には輸送人員増を意味すると考えます。よって、平成28年度(27.10～28.9)の輸送人員が平成27年度(26.10～27.9)と同数もしくはそれ以上になることを目指します。

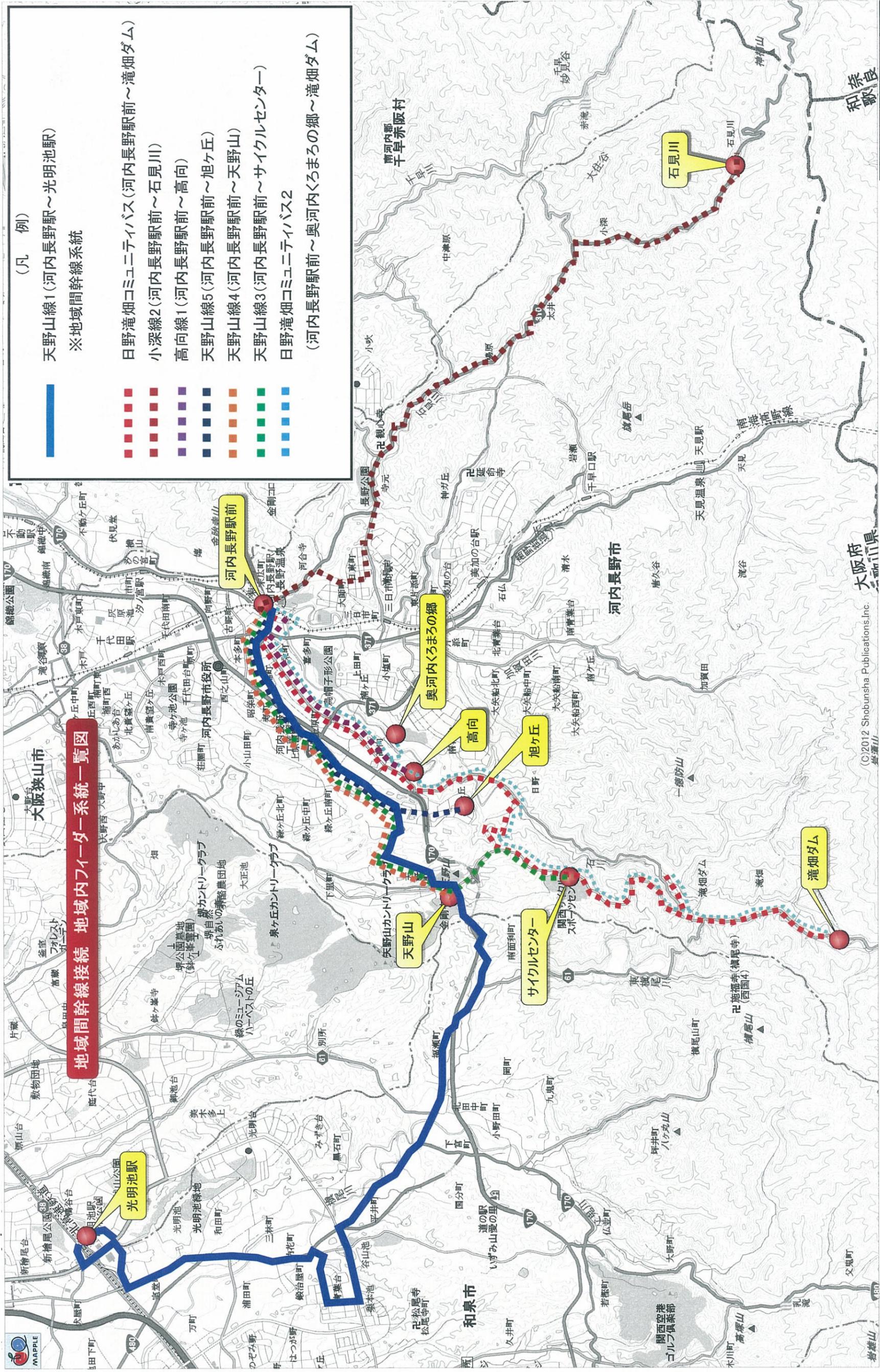
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等と接 続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
河内長野 市	南海バス 株式会社	(1) 日野・滝畑 コミュニティバス	7,712.5	2,477		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
		(2) 小深線2 (石見川系統)	4,783.5	1,536		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
		(3) 高向線1 (高向起終点系統)	2,579.0	832		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
		(4) 天野山線5 (旭ヶ丘系統)	3,457.5	1,115		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
		(5) 天野山線4 (天野山起終点系統)	633.0	201		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
		(6) 天野山線3 (サイクルセンター系統)	1,582.5	512		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
		(7) 日野・滝畑 コミュニティバス2 (奥河内くろまろの郷経由系統)	7,675.0	2,468		乗合バス型	①	河内長野駅前にて、南海バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「天野山線」と接続する	③
合 計				9,141					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,141		国庫補助 上限額 (千円)	9,141		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。



(凡 例)

天野山線1(河内長野駅～光明池駅)

※地域間幹線系統

日野滝畑コミュニティバス(河内長野駅前～滝畑ダム)

小深線2(河内長野駅前～石見川)

高向線1(河内長野駅前～高向)

天野山線5(河内長野駅前～旭ヶ丘)

天野山線4(河内長野駅前～天野山)

天野山線3(河内長野駅前～サイクルセンター)

日野滝畑コミュニティバス2
(河内長野駅前～奥河内くろまろの郷～滝畑ダム)

地域間幹線接続 地域内ファイダーシステム一覧図

地図上の1センチは約500メートル
印刷中心は 東経 135度33分41秒 北緯 34度25分47秒

1 : 50,000 相当

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	南海バス株式会社	28年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	6,666,499 千円	営業外収益	18,748 千円	経常収益(イ)	6,685,247 千円
	営業費用	6,588,541 千円	営業外費用	3,661 千円	経常費用(ロ)	6,592,202 千円
	営業損益	77,958 千円	営業外損益	15,087 千円	経常損益	93,045 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	16,614,536.0 km			経常収支率	101.41 %	
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	6,765,139 千円	営業外収益	32,374 千円	経常収益(イ')	6,797,513 千円
	営業費用	6,480,540 千円	営業外費用	30,660 千円	経常費用(ロ')	6,511,200 千円
	営業損益	284,599 千円	営業外損益	1,714 千円	経常損益	286,313 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	16,614,536.0 km			経常収支率	104.39 %	
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	6,606,350 千円	営業外収益	44,949 千円	経常収益(イ'')	6,651,299 千円
	営業費用	6,452,639 千円	営業外費用	10,701 千円	経常費用(ロ'')	6,463,340 千円
	営業損益	153,711 千円	営業外損益	34,248 千円	経常損益	187,959 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	16,252,932.0 km			経常収支率	102.9 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
京阪神	397円.67銭	391円.89銭	396円.77銭	▲ 0.10 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	396円.37銭	451円.90銭	396円.37銭	402円.37銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
京阪神	1	日野滝畑コミュニティ	河内長野駅前	日野	滝畑ダム	366	日 2013.0	往 14.8km (平均) 復 14.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	59,584.8km				
	2	小深線2(石見川)	河内長野駅前	日東町東口	石見川	366	日 2379.0	往 11.2km (平均) 復 11.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	53,289.6km				
	3	高向線1(高向)	河内長野駅前	中高向	高向	366	日 6588.0	往 3.5km (平均) 復 3.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	46,116.6km				
	4	天野山線5(旭ヶ丘)	河内長野駅前	清崎	旭ヶ丘	366	日 9394.0	往 4.4km (平均) 復 4.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	82,667.2km				
	5	天野山線4(天野山)	河内長野駅前	清崎	天野山	366	日 793.0	往 5.6km (平均) 復 5.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	8,881.6km				
	6	天野山線3(サイクルセンター)	河内長野駅前	天野山	サイクルセンター	122	日 671.0	往 7.6km (平均) 復 7.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	10,199.2km				
	7	日野滝畑コミュニティ(くろまらの郷)	河内長野駅前	奥河内くろまらの郷	滝畑ダム	366	日 1830.0	往 16.2km (平均) 復 16.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100%	59,292.0km				
合計		系統					往 63.3km 復 63.3km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		320,030.4km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ				
京阪神	1	23,617,627円	137円.48銭	8,191,718円	15,425,909円	15,425,909円	15,425千円	7,712.5千円		
	2	21,122,398円	216円.84銭	11,555,316円	9,567,082円	9,567,082円	9,567千円	4,783.5千円		
	3	18,278,998円	284円.52銭	13,120,924円	5,158,074円	5,158,074円	5,158千円	2,579.0千円		
	4	32,766,798円	312円.72銭	25,851,686円	6,915,112円	6,915,112円	6,915千円	3,457.5千円		
	5	3,520,399円	253円.76銭	2,253,794円	1,266,605円	1,266,605円	1,266千円	633.0千円		
	6	4,042,656円	86円.02銭	877,335円	3,165,321円	3,165,321円	3,165千円	1,582.5千円		
	7	23,501,570円	137円.48銭	8,151,464円	15,350,106円	15,350,106円	15,350千円	7,675.0千円		
合計		126,850,446円	1428円.82銭	70,002,237円	56,848,209円	56,848,209円	56,846千円	28,423千円	9,141千円	9,141千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	15,425,909円										
	2	9,567,082円										
	3	5,158,074円										
	4	6,915,112円										
	5	1,266,605円										
	6	3,165,321円										
	7	15,350,106円										
合計		56,848,209円	47,707,209円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者については別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	河内長野市
------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	30,707
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
30707	$30707 \times 200円 + 3000千円$	9141千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

(河内長野駅前 7番のりば) 発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	19 滝畑ダム 高向 サイクルセンター 日野滝畑コミ 往路												21	17	16		0	38				
	特19 日野滝畑コミ 滝畑ダム 往路 奥河内くろまろの郷 サイクルセンター					4		2	30	21		21										
	6 高向 高向線し 往路 長野車庫 高向		36	15	1	37	15	36	57	57	57	57	58	35	36	9	29	8				
	特6 長野車庫 むくの本					16		3		33			45	59	18	7	59	23	40			
土曜	19 滝畑ダム 高向 サイクルセンター												21	17	16		0	38				
	特19 滝畑ダム 奥河内くろまろの郷 サイクルセンター					4		2	30	21		21										
	直19 滝畑ダム サイクルセンターまで直行 滝畑ダムサイト				10																	
	6 高向 長野車庫 高向			0	0	26	40	21			13		58	52	51	16	52					
	特6 長野車庫 むくの本			32	40	58					58											
					42	26	52	51	57		57	36	26	36	38	58	58					

⑤

⑤

②①

⑤

⑤

①⑥

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
危険物は、車内に持ち込まないように願います。
運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
運賃はお降りの際、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(河内長野駅前 7番のりば) 発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
休日	19 滝畑ダム 高 向 サイクルセンター												21	17	16		0	38					
	特19 滝畑ダム 奥河内くろまろの郷 サイクルセンター					4		2	30	21		21											
	直19 滝畑ダム サイクルセンターまで直行 滝畑ダムサイト				10																		
	6 高向 長 野 車 庫 高 向			0	0	26	40	21			13		58	52	51	16	52						
	特6 長野車庫 む く の 本					42	26	52	51	57		57	36	26	36	38	58	58					

⑤

⑤

⑬

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
 についてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
 危険物は、車内に持ち込まないように願います。
 運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
 運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
 ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(滝畑ダム)

発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	19 河内長野駅前 日野滝畑コミ 復路		2 43	33	7									13		8						
	特19 河内長野駅前 日野滝畑コミ 復路						3		0	25	19		19									
土曜	19 河内長野駅前 日野滝畑コミ 復路		2 43	33	7									13		8						
	特19 河内長野駅前 日野滝畑コミ 復路						3		0	25	19		19									
休日	19 河内長野駅前 日野滝畑コミ 復路		2 43	33	7									13		8						
	特19 河内長野駅前 日野滝畑コミ 復路						3		0	25	19		19									

⑥

⑤

⑥

⑤

⑥

⑤

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
 危険物は、車内に持ち込まないように願います。
 運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
 運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
 ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(高向)

発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	19 6 河内長野駅前 上 高 向 ↓ 長 野 車 庫 ↓ 河内長野駅前 高向線1復路 ※3本は日野電機 により在駅のりきりあり。		2	15	5	4	55	54			15	21	15	16	17	27	50					
	26 34 22 55 34 47 39 55																					
土曜	19 6 河内長野駅前 上 高 向 ↓ 長 野 車 庫 ↓ 河内長野駅前		11	15	5	44	16	39			31	16		16	10	9	10	10				
	34 34 21 58 59 50 39 58																					
休日	19 6 河内長野駅前 上 高 向 ↓ 長 野 車 庫 ↓ 河内長野駅前		11	15	5	44	16	39			31	16		16	10	9	10	10				
	34 34 21 58 59 50 39 58																					
	特19 河内長野駅前 奥河内くろまろの郷 長 野 車 庫					35		32	57	51		51										
	特19 河内長野駅前 奥河内くろまろの郷 長 野 車 庫					35		32	57	51		51										
	特19 河内長野駅前 奥河内くろまろの郷 長 野 車 庫					35		32	57	51		51										

23本 - 6本 ⇒ 17

24本 - 6本 ⇒ 18

24本 - 6本 ⇒ 18

河内長野営業所 TEL: 0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
 危険物は、車内に持ち込まないように願います。
 運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
 運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
 ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(河内長野駅前 3番のりば) **発車予定時刻表**



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
平日	10 小吹台 日東町東口 親心寺			45	38	39	15	13	13	15	14	15	13	11	11	9	9	0	59	40	17		
	11 8 金剛山ロープウェイ前 日東町・昇條坂 親心寺			昇 3 57	57	57	57	57	57		57	57	昇 35										
	9 小深線 石見川 経路 日東町東口 親心寺		56							46	50		# 2 58	53	37	40		21					
土曜	10 小吹台 日東町東口 親心寺			25	25	26	23	23	36	36	36	36	13	14	14	16	10	16		10			
	11 8 金剛山ロープウェイ前 日東町・昇條坂 親心寺		昇 45	昇 15 昇 45	昇冬 0 昇 15 昇冬 30 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 15 昇 45	昇 15 昇 35 昇 55	昇 15 昇 30 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 15 昇 15										
	9 石見川 日東町東口 親心寺		30	33				58						26	51	58							
休日	10 小吹台 日東町東口 親心寺			25	25	26	23	23	36	36	36	36	13	14	14	16	10	16		10			
	11 8 金剛山ロープウェイ前 日東町・昇條坂 親心寺		昇 45	昇 15 昇 45	昇冬 0 昇 15 昇冬 30 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 15 昇 35 昇 55	昇 15 昇 30 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 0 昇 15 昇 45	昇 15 昇 15											
	9 石見川 日東町東口 親心寺		30	33				58						26	51	58							

8

6

6

昇印：昇條坂経由の金剛山ロープウェイ前行き。無印の便については、すべて日東町東口経由です。 *印：水曜日のみ運行（川上小学校休校日・短縮授業日は運休）

冬印：12/16～3/15の期間運行します。

#印：月火木金曜日運行（川上小学校休校日・短縮授業日は運休）

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
危険物は、車内に持ち込まないように願います。
運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
運賃はお降りの際、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(石見川)

発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	河内長野駅前		26 59	36	2									37								
	小 深 観 ↓ 心 寺 日 東 ↓ 町 東 口 河 ↓ 合 寺 河内長野駅前 小深線2 復路																					
土曜	河内長野駅前		15	15	15				35						3	28	35					
	小 深 観 ↓ 心 寺 日 東 ↓ 町 東 口 河 ↓ 合 寺 河内長野駅前																					
休日	河内長野駅前		15	15	15				35						3	28	35					
	小 深 観 ↓ 心 寺 日 東 ↓ 町 東 口 河 ↓ 合 寺 河内長野駅前																					

⑤

⑦

⑦

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行についてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
 危険物は、車内に持ち込まないように願います。
 運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
 運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
 ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(河内長野駅前 4番のりば) 発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	1 光明池駅 天和野山 泉青葉台		35	30	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35							
	2 槇尾中学校前 天野山 横山高校前														11	51	38	37				
	5 天野山線と 旭ヶ丘 行路 野清 作崎		46	47	40	20	15	13	13	15	14	13	13	11	23	19	28	21	23	17	5	29
	特4 天野山線 天野山 4行路 野下 里 作口				14											9	9	18				4
土曜	1 光明池駅 天和野山 泉青葉台		46	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35								
	2 槇尾中学校前 天野山 横山高校前															38	38	38				
	4 天野山線3行路 サイクルセンター 野天野 作山					27	22		0													6
	5 旭ヶ丘 野清 作崎			25	9	9	9	13	13	13	13	13	13	14	22	23	22	23				20

深印：深夜バスです。運賃は、深夜運賃（普通運賃の2倍）となります。

↑ 本数には入れてません(別系統)

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
危険物は、車内に持ち込まないように願います。
運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(河内長野駅前 4番のりば) 発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
休日	① 光明池駅 天和 野山 泉青 葉台			46	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35						
	② 槇尾中学校前 天野山 横山高校前															38	38	38			
	④ サイクルセンター 野天 野山 作山					27 59	22 51		0 51												
	⑤ 旭ヶ丘 野清 作崎			25	9	9	9	13	13	13	13	13	13	13	14 52	22 58	23 58	22 58	23 58		

⑥

⑦

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
危険物は、車内に持ち込まないように願います。
運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
運賃はお降りの際、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(旭ヶ丘(河内長野市)) 発車予定時刻表



H
P



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
平日	河内長野駅前	35	0	5	8	2	5	11	33	33	34	11	10	11	12	39	48				
	清野 崎作 ↓ 河内長野駅前 天野山線 復路		26	27	34	38	35	33				34	33	31	43						
土曜	河内長野駅前		4	13	30	30	30	34	34	34	34	35	34	35	10	41	40				
	清野 崎作 ↓ 河内長野駅前		45	45											40						
休日	河内長野駅前		4	13	30	30	30	34	34	34	34	35	34	35	10	41	40				
	清野 崎作 ↓ 河内長野駅前		45	45											40						

29

18

18

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行について
のお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
危険物は、車内に持ち込まないように願います。
運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(天野山)

発車予定時刻表



HP



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	1 2 4 特4 河内長野駅前		33 天 42	12 天 44	16	14	19	16	16	16	16	16	16	16	23	25	27	31				
	清野 崎作 ↓ 河内長野駅前 天野山線4 復路																					
土曜	1 2 4 特4 河内長野駅前		36 天 59	35 56	51	24	16 38	16	16	16	16	16	16 19	16 49	16	16	23	28				
	清野 崎作 ↓ 河内長野駅前																					
休日	1 2 4 特4 河内長野駅前		36 天 59	35 56	51	24	16 38	16	16	16	16	16	16 19	16 49	16	16	23	28				
	清野 崎作 ↓ 河内長野駅前																					

②

①

①

天印：天野山発です。

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
 危険物は、車内に持ち込まないように願います。
 運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
 運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
 ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

(サイクルセンター) 発車予定時刻表



H
P



時刻表

交通事情により、ダイヤが乱れることがありますのでご了承ください。

行先	時	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
平日	19 河内長野駅前		21	2 52	26									32		27						
	特19 河内長野駅前 日 野 奥河内くろまるの郷						22		19	44	38		38									
土曜	19 河内長野駅前		21	2 52	26									32		27						
	4 河内長野駅前 天 野 山 野 作 天野山線3復路						34					15	15 45	45								
	特19 河内長野駅前 日 野 奥河内くろまるの郷						22		19	44	38		38									
休日	19 河内長野駅前		21	2 52	26									32		27						
	4 河内長野駅前 天 野 山 野 作						34					15	15 45	45								
	特19 河内長野駅前 日 野 奥河内くろまるの郷						22		19	44	38		38									

⑤

⑤

河内長野営業所 TEL:0721-53-9043

ワンマンバス運行に
ついてのお願い

後ろの扉から乗って、前の扉からお降りください。
危険物は、車内に持ち込まないように願います。
運行区間により、ご乗車の際、整理券をお取りください。
運賃はお降りの時、整理券とともに各自、運賃箱へお入れください。
ご乗車の際は、小銭をご用意願います。

様式第 5 - 9 (日本工業規格 A 列 4 番)

第 号
平成 27 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

住 所 大阪府河内長野市原町一丁目 1 番 1 号
氏名又は名称 河内長野市地域公共交通会議
会 長 向 井 一 雄 印

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付申請書

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 金
円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第
5 条の規定に基づき、別紙及び添付書類のとおり申請します。

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付申請事業

補助対象事業者名 河内長野市地域公共交通会議

(単位 : 円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
(名称) 公共交通の利用促進に 係る事業 (内容) ・総合時刻表入りバスマ ップ等の作成・配布 ・企画乗車券の周知・広 報 ・地域におけるワークシ ョップの開催 ・モビリティマネジメン トの実施	(着手予定日) 交付決定日以降 (完了予定日) 平成 28 年 3 月 31 日	2, 1 5 0, 9 6 0	1, 0 7 5, 4 8 0

(添付書類)

- (1) 地域公共交通網形成計画の補助対象事業の該当箇所の写し
- (2) 事業を行う対象地域、事業内容、実施時期、取組効果目標、事業主体、必要な資金の額及びその調達方法が記載された書類
- (3) 補助対象経費の算出根拠
- (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) 着手予定日及び完了予定日については、補助金を受けようとする年度について記載すること。

様式第5-9 別紙

地域公共交通調査事業（計画推進事業）の実施に関する計画

1. 地域公共交通調査事業（計画推進事業）の内容	
実施項目	実施内容
総合時刻表入りバスマップ等の作成・配布	市内公共交通の総合案内冊子として、路線マップのほか、バス、鉄道の時刻表や、乗り場の案内等の情報を掲載する。 印刷枚数は50,000部を予定し、全戸配布を行う。
企画乗車券の周知・広報	バスの利用促進を目的とした企画乗車券（モックルカード、ワイドモックルカード）の広報のため、乗車有効区間を示したマップや沿線の観光、商業施設を巡るモデルルートに加え、沿線観光施設等で、カードを提示した場合に有効な割引情報等を記載したチラシ・ポスター等を作成、配布する。 印刷枚数はチラシ30,000部、ポスター200枚を予定し、駅、公共施設、市内インフォメーションセンター、商業施設等にて配布する。
地域におけるワークショップの開催	公共交通空白・不便地域等における地域の自治会などでの勉強会において、現場に講師を招へいするなどし、地域公共交通の利用促進のための検討、理解促進を深める。
モビリティマネジメントの実施	「過度に自動車に頼る状態」から「自発的に公共交通を利用してもらう」ための手段として、モビリティ・マネジメントを実施する。 ◇地域のまちづくり協議会等を対象に、路線バスを活用した行動プランを作成した方に、実際に路線バスに乗っていただき、バスの必要性を知っていただく。 ◇乗合タクシー実施地域の楠ヶ丘の「くすまる」について、他地域の公共交通空白・不便地域の方に実際に乗車していただく体験乗車チケットを配布し、自発的な行動を促す。

2. 年度スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
総合時刻表入りバスマップ等の作成・配布		→		
企画乗車券の周知・広報		→		
地域におけるワークショップの開催			→	
モビリティマネジメントの実施			→	

様式第5-9 別紙

3. 予算計画			
事業の名称	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
総合時刻表入りバスマップ等の作成・配布	1,802千円	901千円	901千円
企画乗車券の周知・広報	313千円	156千円	157千円
地域におけるワークショップの開催	8千円	4千円	4千円
モビリティマネジメントの実施	28千円	14千円	14千円
合計	2,151千円	1,075千円	1,076千円

調査事業（計画推進事業）において実施する事業

事業内容	対象地域	実施時期	形成計画における目標との関係	必要な資金の額及びその調達方法
総合時刻表入りバスマップ等の作成・配布 【河内長野市地域公共交通会議】	市内全域	H27. 7～H28. 3	◆将来のまちづくりを支えるための公共交通サービスの提供 ◆P27 (a) バスマップの作成・配布	総事業費：1,801,960円 ・国費：900,980円 ・公共交通会議：900,980円 (河内長野市)
企画乗車券の周知・広報 【河内長野市地域公共交通会議】	市内全域	H27. 7～H28. 3	◆将来のまちづくりを支えるための公共交通サービスの提供 ◆P30 (d) 観光資源と路線バスを活用した取り組みの実施	総事業費：313,000円 ・国費：156,500円 ・公共交通会議：156,500円 (河内長野市)
地域におけるワークショップの開催 【河内長野市地域公共交通会議】	公共交通空白・不便地域	H27. 12～ H28. 3	◆将来のまちづくりを支えるための公共交通サービスの提供 ◆P28 (b) モデル的な取り組みの他地域への啓発 ◆P43 (b) 地域に合った公共交通の試行運行を検討	総事業費：8,000円 ・国費：4,000円 ・公共交通会議：4,000円 (河内長野市)
モビリティマネジメントの実施 【河内長野市地域公共交通会議】	高向地域 公共交通空白・不便地域	H27. 12～ H28. 3	◆将来のまちづくりを支えるための公共交通サービスの提供 ◆P28 (b) モデル的な取り組みの他地域への啓発 ◆P31 (g) ニーズに即した改善策の検討	総事業費：28,000円 ・国費：14,000円 ・公共交通会議：14,000円 (河内長野市)

- 注1 「事業内容」の欄には、カッコ書きで事業主体を明記すること。また、欄が不足する場合には適宜追加すること。
- 注2 「形成計画における目標との関係」の欄には、各事業が形成計画に定められている目標のうち、どの項目に関係する取組であるか記載すること。
- 注3 計画の達成状況等の評価に係る事業については、記載不要である。